社会福祉法人
琴の浦リハビリテーションセンター

薬剤師奨学金貸与制度について

1. 制度の目的

琴の浦リハビリテーションセンターでは、将来薬剤師として、当センターで勤務を希望する皆さまを対象に、修学を支援するための奨学金貸与制度を設けています。
本制度は、学生が安心して学業に専念できる環境を整え、卒業後は当センターの一員として地域に貢献していただくことを目的としています。

2. 奨学金の概要

(1) 貸与対象者　6年制の薬学部に在学中で薬剤師資格を取得予定の方
(2) 貸与金額　　一律　月額　50,000 円
(3) 受付期間　　随時
(4) 貸与人数　　1 名
(5) 貸与期間　　貸与契約成立月から卒業の月まで
　　※留年した場合は、貸与が一時中止になります。
(6) 支給方法　　原則として毎月、指定口座へ振込

3. 奨学金返済について

卒業後、薬剤師資格を取得し、当センターから奨学金貸与を受けた月数を勤務することで、奨学金の返還は実質必要ありません。

※欠勤等により出勤が5割以下の月は返済月数から除外します。
※万一、上記期間を勤務せず退職する場合は、残月分の実返済が発生します。
※卒業時、薬剤師資格を取得できない場合、奨学金を一括返済していただきます。

【 例 ： 24 ヶ月貸与した場合 】

貸与金額:50,000 円×24ヶ月＝1,200,000 円
毎月の返済金額:1,200,000 円÷24 ヶ月＝50,000 円
毎月の返済金額を手当として給与で支給し、同額を天引きして返済した手続きを取ります。

(給与支給欄)
「基本給・調整手当・交通費・超過勤務手当等」＋毎月の返済金額を支給(例:50,000 円)
(給与控除欄)
「健康保険料・厚生年金料・所得税・市町村民税等」＋毎月の返済金額(例:50,000 円)

※支給金額及び返済金額は下記の通りとなります。(2年間の 24 ヶ月)
毎月:50,000 円×24 ヶ月＝1,200,000 円

4. 応募方法

まずは、下記にお電話ください。見学の案内をさせていただきます。

その後、応募希望の場合、必要書類を郵送してください。見学の際に提出も可能です。

＜必要書類＞

① 履歴書

② 成績証明書

③ 卒業見込証明書（発行可能であれば）

5. 選考方法

書類審査後、作文・面接を実施いたします。

貸与決定者には、連絡の上、手続きに必要な書類のご案内をいたします。

6. 貸与決定後の必要書類等

① 契約書（当センター所定書式） 2 部

② 保証書（当センター所定書式） 2 部

③ 保証人（2 名）の印鑑証明 各 1 通

④ 本人名義の銀行口座

※【①契約書】と【②保証書】は、貸与決定手続き完了後、本人に 1 部返送いたします。

7. 保証人について

奨学金貸与には連帯保証人2名が必要です。

保証書に保証人本人の自署と実印が必要となります。

※保証人は、一定の職業を持ち、かつ、独立した生計を有している者とし、
奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担します。

8. 奨学生資格の取り消し

以下に該当する場合、奨学生資格を取り消し、奨学金の返還をしなければなりません。

① 自己の都合または学則の定めるところにより大学を退学したとき

② 2 回留年したとき

③ 奨学生が奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

④ 就学態度・成績等について、特段の問題があり、奨学生とすることが適当でないと判断されたとき

9. その他

奨学金貸与期間中、大学の成績や出席状況等について書類を提出していただくことがあります。

就職する年の 1 月頃に就職のための健康検査（血液・検尿・胸部 X-P・心電図・聴力等）と書類説明・ユニフォーム合わせを実施いたします。

※「和歌山市奨学金返還助成制度」との併用不可。

http://www.kotonoura.or.jp

応募・お問い合わせ先
〒641-0014
和歌山県和歌山市毛見1451番地
琴の浦リハビリテーションセンター 庶務課
電話番号：073－444－3141